

建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行基準の改定について

厚生労働省及び国土交通省からの指示を受け、以下のとおり、証明書の発行基準等を令和3年度から改定し、令和4年度から完全実施といたしますのでお知らせいたします。

改定の趣旨

今回の改定は、建退共制度における電子申請方式の導入に当たり、電子申請方式に係る取扱いを新たに定めるとともに、建退共制度の適正履行の確保のため、加入・履行状況の確認について強化を図るためのものです。

加入・履行証明書の「発行基準」

1. 共済手帳の更新について

- ①共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ②共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
 - ア. 加入後1年未満の方
 - イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
 - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

2. 退職給付等の総額について

退職給付拠出額等の総額(下記①～④の合計額)が、被共済者数に1人当たり78,120円(※1)を乗じた額(1.②アに該当する方については、加入後の月数に6,510円(※2)を乗じた額、イに該当する方については、労働日数に310円(※3)を乗じた額)以上であること。

- ①電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ②共済証紙購入額
- ③前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額
 - (※1)令和3年10月より掛金が320円に改定されますので、令和3年10月以降を始期とする決算期からは、80,640円(320円×21日×12月)を乗じた額となります。
 - (※2)上記同様、令和3年10月以降は、6,720円(320円×21日)を乗じた額となります。
 - (※3)令和3年10月以降の就労分については、320円を乗じた額となります。

3. 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について(令和4年度から)

共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく(0人である場合を含む。)、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていること。

加入・履行証明書の「申請時に必要な書類等」

証明書の交付を受けるには、「加入・履行証明願」を記入の上、下記の書類の提出が必要となります。(決算期間内全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、③④⑤は不要です。)

①共済手帳受払簿(写)

加入状況、及び被共済者数に見合う共済手帳の更新数があるかを確認します。

②出勤簿等(1.②イの被共済者がいる場合のみ(写))

※栃木県支部では出勤簿の代わりに、従来通り、共済手帳と証紙貼付台帳を確認させていただきます。必ずご持参ください。

③共済証紙受払簿(写)

※掛金収納書をご持参ください。

共済証紙購入額・下請に現物交付した共済証紙の金額(2.③、④)を確認します。

④建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。)

(建退共事務受託様式第2号)(写)

決算期間内において、最も請負金額の大きい工事に関する報告書(写)を添付してください。

購入した証紙の相当割合が下請に交付されている場合、下請からの証紙交付依頼に対して適正な枚数の証紙を交付し、下請が受領しているか(2.④)を確認します。

⑤工事別共済証紙受払簿(令和4年度から)

公共工事において、工事別共済証紙受払簿の作成・保管が行われているか(3.)を確認します。

建退共の求めに応じて、提示してください。

⑥発行手数料

[新規加入事業者の場合]

加入・履行証明書は、加入から決算までの期間が8ヵ月以上あり、上記の「申請時に必要な書類等」により、履行状況を確認できた場合、発行可能となります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建退共栃木県支部**

TEL. 028-639-2611 FAX. 028-639-2985

建退共本部ホームページ

<https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp>

検索